

第 86 回国民スポーツ大会・  
第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会  
第 2 回総会



**JAPAN  
GAMES**



日 時：令和 6 年 6 月 4 日（火）午後 1 時 3 0 分から

場 所：アピオ甲府 4F 光華の間



# 目 次

《報告事項 1》 山梨県準備委員会委員の委嘱等について……………	1
《報告事項 2》 第 1 回常任委員会における決定事項について……………	3
【第 1 号議案】 令和 5 年度事業報告（案）……………	5
【第 2 号議案】 令和 5 年度収支決算（案）……………	7
【第 3 号議案】 令和 6 年度事業計画（案）……………	1 1
【第 4 号議案】 令和 6 年度収支予算（案）……………	1 3
《報告事項 1》山梨県準備委員会委員の委嘱等について（別紙）……………	1 5
《報告事項 2》第 1 回常任委員会における決定事項について（別紙）……………	1 9
参考資料 開催基本方針・山梨県準備委員会会則等……………	3 7



## 山梨県準備委員会委員の委嘱等について

### 1 委員の委嘱（スポーツ：委員4名）

山梨県準備委員会会則第4条第2項の規定により、次の関係団体の代表者を新たに委員として委嘱した。

	機関・団体名及び役職	代表者氏名
1	富士山の銘水株式会社代表取締役社長	粟井 英朗
2	合同会社アヴニールサイクリング代表	水野 恭兵
3	株式会社山梨プロスポーツオフィス代表取締役	小俣 順也
4	株式会社山梨県民球団準備会社代表取締役社長	加藤 幹典

### 2 役員及び機関・団体名等の変更

※ 変更の内容は（別紙）のとおり



## 第1回常任委員会における決定事項について

山梨県準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、第1回常任委員会の決定事項について次のとおり報告する。

### 【第1回（令和5年11月20日開催）】

#### ○決定事項

- 1 山梨県準備委員会専門委員会規程（総務企画・競技運営委員会の設置）
- 2 競技施設整備基本方針
- 3 会場地市町村選定基本方針
- 4 会場地市町村選定基準
- 5 県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針
- 6 競技役員等編成基本方針
- 7 競技役員等養成基本方針
- 8 競技役員等養成基本計画

※ 決定事項の内容は「別紙」のとおり



## 令和5年度事業報告（案）

事業名	事業内容
<p>1 会議の開催</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 常任委員会</p> <p>(3) 専門委員会</p>	<p>設立総会 開催日時：令和5年11月20日 審議事項 ・山梨県準備委員会会則 ・山梨県準備委員会役員を選任 ・大会開催基本方針 等</p> <p>講演会 「Power of Sports～スポーツを通じた共生社会の実現～」 講師：谷 真海氏</p> <p>第1回常任委員会 開催日時：令和5年11月20日 審議事項 ・山梨県準備委員会専門委員会規程 ・競技施設整備基本方針 ・会場地市町村選定基本方針 ・会場地市町村選定基準 ・県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針 ・競技役員等編成基本方針 ・競技役員等養成基本方針 ・競技役員等養成基本計画</p> <p>第1回競技運営専門委員会 開催日時：令和6年2月20日 審議事項 ・競技役員等に関する基礎調査 ・競技運営基本方針 ・競技選択基本方針</p> <p>第1回総務企画専門委員会 開催日時：令和6年2月21日 審議事項 ・競技施設基準 ・競技会場地市町村の選定の進め方</p>

**【第1号議案】**

<p>2 開催準備業務</p> <p>(1) 各種方針・基準等の策定</p> <p>(2) 専門委員会の設置</p> <p>(3) その他</p> <p>3 関係機関・団体との協議</p>	<p>総会・常任委員会・各専門委員会において審議決定</p> <p>総務企画専門委員会 設置 総合計画、会場地選定等を審議・調査等</p> <p>競技運営専門委員会 設置 競技役員等の養成、競技運営等の審議・調査等</p> <p>先催県準備状況の調査</p> <p>スポーツ庁、日本スポーツ協会等との連絡調整</p>
--	--

## 令和5年度収支決算（案）

収入決算額 1,800,239円  
 支出決算額 1,800,239円  
 差引残高 0円

(収入)

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	摘要
補助金	2,652,000	1,800,238	851,762	山梨県補助金
その他	1,000	1	999	預金利子
合計	2,653,000	1,800,239	852,761	

(支出)

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	摘要
報償費	500,000	650,600	△150,600	講演会講師報酬費等
旅費	452,000	2,886	449,114	専門委員会委員旅費等
需用費	405,000	350,388	54,612	総会等の開催に係る 消耗品費等
役務費	374,000	89,397	284,603	通信運搬費
使用料及び賃借料	922,000	706,968	215,032	会議会場借り上げ費
合計	2,653,000	1,800,239	852,761	

※ 山梨県補助金の差引額851,762円は県に返納



## 監 査 報 告

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨  
県準備委員会会則第 7 条第 4 項及び第 18 条の規定に基づき、令和  
5 年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内  
容が適正であったことを認めます。

令和 6 年 5 月 28 日 監事 関 尚 史 

令和 6 年 5 月 29 日 監事 小 島 良 一 

令和 6 年 5 月 29 日 監事 玉 川 武 年 

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会

会 長 長 崎 幸 太 郎 様



## 令和6年度事業計画（案）

### 1 開催準備業務

(1) 会場地市町村の選定に関する調整

- ア 市町村及び競技団体への意向調査及びヒアリングの実施
- イ 競技会場候補となる施設への現地調査の実施

(2) 競技役員等の養成に関する検討

- ア 競技団体への調査及びヒアリングの実施
- イ 大会開催までの養成に向けた計画の検討

(3) 大会開催へ向けた実施目標及び取り組みの検討

- ア 新たな大会モデル実現のための専門家等へのヒアリングの実施
- イ 日本スポーツ協会の大会のあり方に関する見直しの議論を踏まえた検討

(4) その他開催準備に必要な業務の実施

- ア 総会、常任委員会、専門委員会の開催及び運営
- イ 開催へ向け必要な方針・基準等の検討及び策定

### 2 各種調査及び連絡調整の実施

(1) 共生社会の実現や持続可能な大会運営の検討に向けた先催県取組事例等の調査

(2) スポーツ庁、日本スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整



## 令和6年度収支予算（案）

(収入)

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
補助金	4,029	県補助金
合計	4,029	

(支出)

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
報償費	471	専門委員会報償費等
旅費	1,734	専門委員会、講演会講師旅費等
需用費	398	総会等開催に係る消耗品費等
役務費	434	通信運搬費
使用料及び賃借料	992	会議会場借り上げ費等
合計	4,029	



## 山梨県準備委員会委員の委嘱等について

役員及び令和5年11月20日から令和6年6月3日までの間における役員及び機関・団体名等の変更については、次のとおりである。

### 1 役員

#### (1) 副会長（1名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
山梨県議会議長	卯月 政人	水岸 富美男

#### (2) 常任委員（8名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	山梨県市議会議長会会長	秋山 照雄	飯野 久
2	山梨県町村議会議長会会長	田邊 宏哉	上田 孝二
3	山梨県公立小中学校長会会長	金井 哲也	上田 真司
4	山梨県高等学校長協会会長	橘田 浩	小林 智
5	山梨県小中学校体育連盟会長	戸田 徳和	菅谷 信
6	山梨県高等学校体育連盟会長	山田 芳樹	小俣 義一
7	山梨県商工会連合会会長	岩下 和彦	中村 己喜雄
8	公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	森屋 真一郎	前澤 和樹

#### (3) 監事（1名）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
山梨県会計管理者	関 尚史	百瀬 友輝

## 2 委員（30名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	山梨県議会総務委員会委員長	臼井 友基	桐原 正仁
2	山梨県教育厚生委員会委員長	笠井 辰生	臼井 友基
3	山梨県農政産業観光委員会委員長	長澤 健	藤本 好彦
4	山梨県土木森林環境委員会委員長	桐原 正仁	長澤 健
5	山梨県DX・情報政策推進統括官	瀧本 勝彦	齊藤 武彦
6	山梨県県民生活部長	小澤 清孝	上野 良人
7	山梨県防災局長	河野 公紀	細田 孝
8	山梨県環境・エネルギー部長	齊藤 武彦	関 尚史
9	山梨県産業政策部長	有泉 清貴	染谷 光一
10	山梨県農政部長	原田 達	大久保 雅直
11	富士河口湖町長	渡辺 英之	渡辺 喜久男
12	健康科学大学学長	檜本 温	笹本 憲男
13	山梨学院短期大学学長	羽畑 祐吾	遠藤 清香
14	山梨県特別支援学校体育連盟会長	白倉 明美	木村 則夫
15	山梨県高等学校野球連盟会長	田代 剛久	渡邊 圭一郎
16	一般社団法人山梨県サッカー協会会長	松坂 浩一	渡邊 玉彦
17	一般社団法人山梨県卓球協会会長	山田 かづき	植松 克之
18	山梨県体操協会会長	永井 学	土屋 直
19	山梨県ローイング協会会長	渡辺 英之	渡辺 喜久男
20	山梨県馬術連盟会長	鎌田 健義	土橋 亨
21	山梨県アイスホッケー連盟会長	大久保 修一	長田 眞
22	山梨県なぎなた連盟会長	上田 文彦	加々美 富明
23	山梨県キックボクシング協会会長	宮川 規男	有泉 義仁
24	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長	和田 喜則	菊池 雅彦
25	甲府地方气象台長	鈴木 健司	池田 秋央
26	自衛隊山梨地方協力本部長	伊藤 浩之	桑畑 英紀

27	陸上自衛隊北富士駐屯地司令	水越 洋光	富永 將文
28	山梨県信用金庫協会会長	小田切 繁	五味 節夫
29	山梨県消防長会会長	長谷川 達郎	坂本 竜也
30	青少年育成山梨県民会議会長	小林 桂	立川 弘行

### 3 参与（2名）

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
1	読売新聞社甲府支局長	泉田 友紀	大塚 貴司
2	山梨県CATV連絡協議会会長	望月 潤	武川 哲也

### 4 機関・団体名の変更

	変更後	変更前
1	山梨県多様性社会・人材活躍推進局	山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官
2	山梨県産業政策部	山梨県産業労働部
3	山梨県ローイング協会	山梨県ボート協会

### 5 組織改編等に伴う山梨県部局長の追加

	機関・団体名及び役職	代表者氏名
1	山梨県富士山保全・観光エコシステム推進統括官	和泉 正剛
2	山梨県地域ブランド・広聴広報統括官	小林 徹



## 第1回常任委員会における決定事項について

- 1 山梨県準備委員会専門委員会規程（総務企画・競技運営専門委員会の設置）
- 2 競技施設整備基本方針
- 3 会場地市町村選定基本方針
- 4 会場地市町村選定基準
- 5 県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針
- 6 競技役員等編成基本方針
- 7 競技役員等養成基本方針
- 8 競技役員等養成基本計画



## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な方針・計画の立案に関すること。</li> <li>2 会場地の選定に関すること。</li> <li>3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。</li> <li>4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。</li> <li>5 競技施設等の整備計画に関すること。</li> <li>6 情報通信施設の整備計画に関すること。</li> <li>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技施設基準に関すること。</li> <li>3 競技施設の整備計画の推進に関すること。</li> <li>4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。</li> <li>5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。</li> <li>6 文化プログラムに関すること。</li> <li>7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。</li> </ol>
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の選定立案に関すること。</li> <li>2 競技の企画運営の計画立案に関すること。</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。</li> <li>4 競技用具の整備計画立案に関すること。</li> <li>5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。</li> <li>6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。</li> <li>5 競技記録集計処理の推進に関すること。</li> <li>6 リハーサル大会の推進に関すること。</li> <li>7 その他競技に係る事項の推進に関すること。</li> </ol>

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 競技施設整備基本方針

第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関・団体に要請しながら、民間施設も含めた既存施設の活用を原則とする。
- 2 施設整備は、次の世代への負担や将来の施設利用などを十分考慮し、真に必要な施設に限定するとともに、必要に応じて県外施設の利用も積極的に検討する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から関係機関・団体と十分協議するとともに、ユニバーサルデザイン化などを図りながら、誰もが利用しやすい施設となるよう努める。



## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 86 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 31 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の会場地市町村は、大会の趣旨及び「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、全市町村が国スポの正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツ並びに全スポの個人競技、団体競技及びオープン競技のいずれかの競技の会場地となるよう、地域バランスにも配慮しながら選定する。
- 2 会場地は、市町村の開催希望や競技会の開催を通じたスポーツ振興への考え方、実施競技団体の意向、競技施設の状況及びその他地域の実情・特性を考慮のうえ、総合的に判断して選定する。
- 3 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 4 全スポの会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。



## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 86 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 31 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における会場地市町村は、「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

### 1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに全スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び全スポのオープン競技については、別途選定する。

### 2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 全スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通じたスポーツ振興の考え方を有すること。

### 3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。



## 第 86 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 県 及 び 会 場 地 市 町 村 業 務 分 担 ・ 経 費 負 担 基 本 方 針

第 86 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 の 開 催 に あ た り 、 県 及 び 会 場 地 市 町 村 は 、 次 の 基 本 方 針 に 基 づ き 業 務 を 分 担 し 、 経 費 を 負 担 す る も の と す る 。

### 1 県 が 担 当 す る 業 務 と 負 担 す る 経 費

- (1) 全 県 的 な 業 務 推 進 の 基 本 と な る 計 画 の 策 定 及 び 当 該 計 画 の 実 施 並 び に 推 進 に 必 要 な 総 合 調 整 、 連 絡 及 び 助 言 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。
- (2) 総 合 開 ・ 閉 会 式 の 実 施 及 び 大 会 実 施 本 部 の 運 営 等 、 全 県 的 ・ 総 合 的 な 大 会 の 準 備 及 び 運 営 に 関 す る 業 務 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。
- (3) 競 技 会 場 及 び 練 習 会 場 と な る 県 有 施 設 ・ 設 備 の 整 備 に 関 す る 業 務 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。

### 2 会 場 地 市 町 村 が 担 当 す る 業 務 と 負 担 す る 経 費

- (1) 競 技 会 の 会 場 地 と し て 必 要 な 業 務 に 係 る 計 画 の 策 定 及 び 当 該 計 画 の 実 施 並 び に 推 進 に 必 要 な 調 査 、 連 絡 及 び 調 整 に 関 す る 業 務 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。
- (2) 競 技 会 の 表 彰 式 の 実 施 及 び 競 技 会 実 施 本 部 の 運 営 等 、 競 技 会 実 施 の 準 備 及 び 運 営 に 関 す る 業 務 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。
- (3) 競 技 会 場 及 び 練 習 会 場 と な る 市 町 村 有 の 施 設 ・ 設 備 の 整 備 に 関 す る 業 務 を 担 当 し 、 経 費 を 負 担 す る 。

### 3 業 務 分 担 ・ 経 費 負 担 の 細 目

県 及 び 会 場 地 市 町 村 の 業 務 分 担 、 経 費 負 担 の 細 目 に つ い て は 、 別 に 定 め る 。

※ 第 31 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 に つ い て は 、 別 に 定 め る も の と す る 。



## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第86回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

### 1 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、全スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

(2) 競技役員等の編成は、1人1競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

### 2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第23項第2号の規程に該当する者 (国スポのみ)	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近都県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者 (審判員を除く)	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近都県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

(1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。

(2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。

(3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

(4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員 審判員 運営員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。



## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画

第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

### 3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
  - ア 県内講師による県内講習会
  - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
  - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
  - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
  - ア 県内講師による県内講習会
  - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

#### 4 養成スケジュール

区分・養成方法			年 度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
			8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年			
競技役員 運営員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会												
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会												
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会												
競技補助員	県内講習会													
競技会係員	県内講習会													
競技会補助員	県内講習会													

#### 5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

参 考 資 料

開催基本方針・  
山梨県準備委員会会則等



## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

### 1 基本方針

第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの振興だけでなく、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、県民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など、明るく豊かな地域づくりにも大きく寄与することが期待されます。

大会の開催に当たっては、主催する県や市町村、競技団体のみならず、県民や民間企業、教育機関、関係団体などが一丸となり、オール山梨で協働し、集合知を発揮しながら、スポーツの振興に取り組みます。

また、スポーツを通じた共生社会と持続可能な大会運営の実現に向け、従来の手法にとらわれず、様々な実証を行いながら、新たな時代にふさわしい大会モデルを構築することに積極果敢に挑戦していきます。

### 2 実施目標

#### (1) スポーツのチカラを生かした県民の豊かさ創出

大会の開催に向け、スポーツによって得られる楽しさや喜びを県民に広く周知するとともに、県民が身近にスポーツを楽しめる環境を整えることにより、心と体の健康増進を一層図ります。また、スポーツを楽しむ場としての本県の魅力を国内外に広く発信し、来訪者の増加による地域経済の活性化などに結びつけることにより、豊かな県民生活の創出を目指します。

#### (2) 次世代につながるスポーツ振興

特に、未来を担う子どもたちにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身につける重要な要素となります。このため、子どもたちのスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけ作りを進めます。また、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮できる環境作りを進めます。このことにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたる地域スポーツの振興を図ります。

### **(3) 共生社会の実現**

明るく豊かな山梨を実現していくためには、お互いを尊重し、自分らしく活躍できる社会づくりが必要です。このため、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍などにかかわらず、アーバンスポーツなど様々なスポーツを楽しみ、人と人との出会い、交流できる機会を創出します。このことにより、多様な個性を理解し、受け入れ、互いに支え合う共生社会づくりを進めます。

### **(4) 持続可能な大会運営の実現**

大会には、スポーツを通じて人々の生活を明るく豊かにするという極めて大きな意義があるが故に、今後も継続して実施することが必要です。一方で、巨額の経費負担が全国共通の課題となっており、このままでは3巡目の大会開催は困難になるとの声もあります。この状況に一石を投じ、将来に多大な負担を残さず、次世代につながる持続可能な新たな大会運営の実現に向け、大会の大胆な簡素・効率化や新たな収入確保に取り組みます。また、施設整備においては、民間施設も含めた既存施設の有効活用を図るとともに、必要に応じて県外施設の利用も積極的に検討します。

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会会則

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

### 第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 50 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関する事

(2) 会則の制定及び改廃に関する事

(3) 事業計画及び事業報告に関する事

(4) 予算及び決算に関する事

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

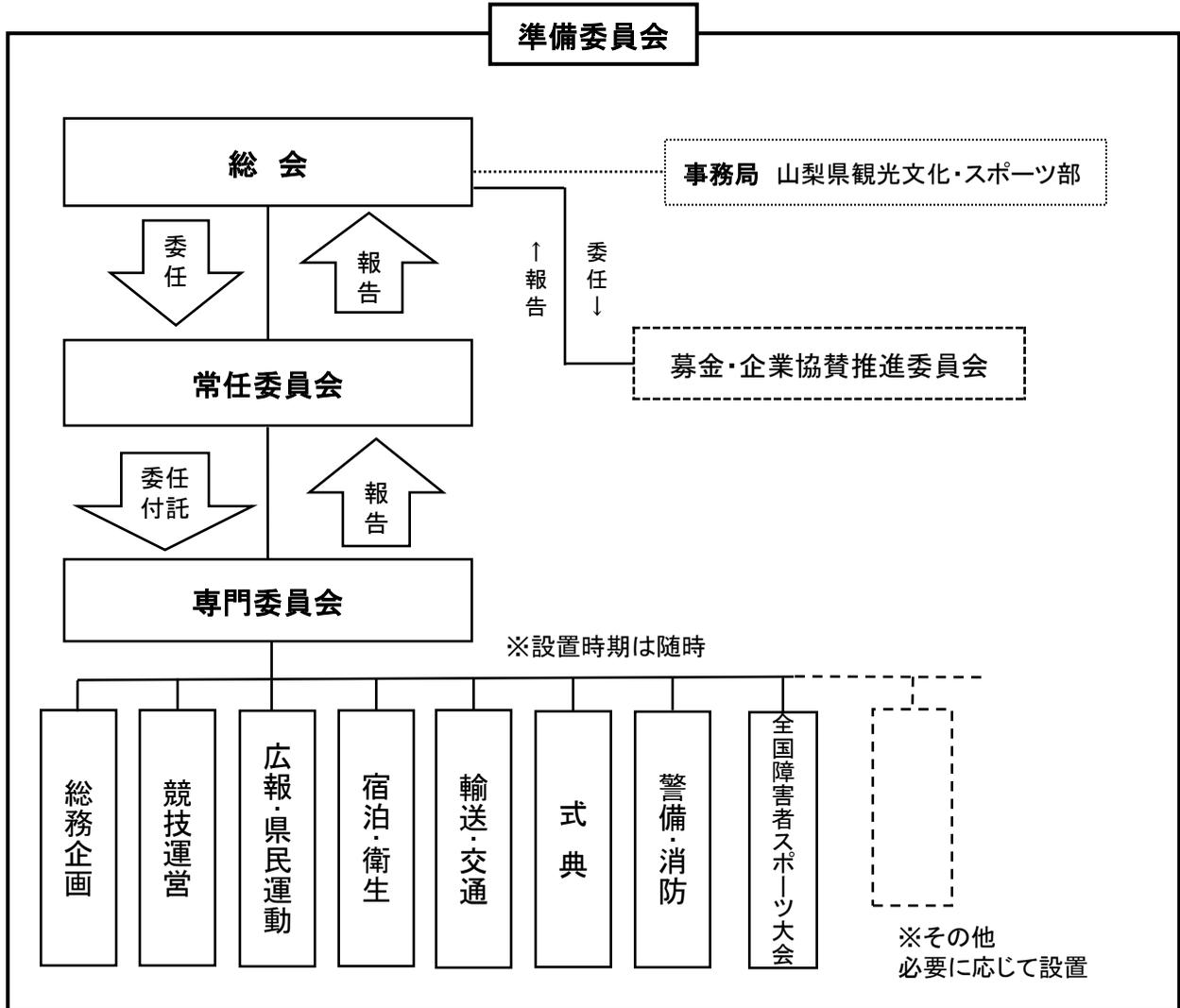
(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。



**会議の概要**

- 総会**
- ・ 大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
  - ・ 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・ 施策の審議・決定を行う機関(専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定)
  - ・ 総会から委任された事項(開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等)の審議決定
- 専門委員会**
- ・ 分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項(専門的な施策)を審議・調査
- |             |     |                             |
|-------------|-----|-----------------------------|
| 総務企画        | ・・・ | 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等     |
| 競技運営        | ・・・ | 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等    |
| 広報・県民運動     | ・・・ | 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等  |
| 宿泊・衛生       | ・・・ | 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等         |
| 輸送・交通       | ・・・ | 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等  |
| 式典          | ・・・ | 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等         |
| 警備・消防       | ・・・ | 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等 |
| 全国障害者スポーツ大会 | ・・・ | 大会の開催準備                     |

※専門委員会の名称・分掌は想定

募金・企業協賛推進委員会(特別委員会)    ・ 募金・企業協賛の推進に関する事項



第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会 構成員名簿

(令和6年6月4日現在)

<b>会長(1名)</b>	<b>副会長(7名)</b>	<b>顧問(7名)</b>
知事	山梨県議会議長 山梨県副知事 山梨県教育委員会教育長 山梨県市長会会長 山梨県町村会会長 公益財団法人山梨県スポーツ協会会長 山梨県障害者スポーツ協会会長	国会議員 衆議院議員(3名) 国会議員 参議院議員(4名)

参与(51名)	
県議会	県議会議員(36名)
報道	読売新聞社甲府支局長、時事通信社甲府支局長、日本経済新聞社甲府支局長、産経新聞社甲府支局長、日本放送協会甲府放送局長、 一般社団法人共同通信社甲府支局長、株式会社山梨日日新聞社取締役会長兼社長、株式会社山梨放送代表取締役社長、毎日新聞社甲府支局長、株式会社テレビ山梨代表取締役社長、 朝日新聞社甲府総局長、テレビ朝日甲府支局長、フジテレビジョン甲府支局代表、山梨県CATV連絡協議会会長、株式会社エフエム富士社長

委員(210名) ※委員総数は、会長1名、副会長7名を含めた218名

県議会(5名)	学校関係(20名)	体育・スポーツ(80名)
山梨県議会議長 ○	山梨県公立小中学校長会会長 ○	山梨県スポーツ推進審議会会長 ○
山梨県議会総務委員会委員長	山梨県高等学校長協会会長 ○	公益財団法人山梨県スポーツ協会副会長(4名)
山梨県議会教育厚生委員会委員長	公益社団法人山梨県私学教育振興会理事長 ○	公益財団法人山梨県スポーツ協会専務理事 ○
山梨県議会農政産業観光委員会委員長	一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会会長	山梨県レクリエーション協会会長 ○
山梨県議会土木森林環境委員会委員長	山梨県国公立幼稚園教育研究協議会会長	山梨県スポーツ推進委員協議会会長 ○
	山梨県保育協議会会長	総合型地域スポーツクラブ山梨理事長 ○
	国立大学法人山梨大学学長	山梨県小中学校体育連盟会長 ○
	公立大学法人山梨県立大学学長	山梨県高等学校体育連盟会長 ○
	公立大学法人都留文科大学学長	山梨県特別支援学校体育連盟会長
	山梨学院大学学長	山梨県高等学校野球連盟会長
	山梨英和大学学長	山梨県スポーツ少年団本部長
	身延山大学学長	山梨県スポーツ指導者協議会会長
	帝京科学大学学長	県各競技団体56団体の長
	健康科学大学学長	山梨県企業スポーツ連絡協議会会長
	大月市立大月短期大学学長	株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長
	山梨学院短期大学学長	一般社団法人ふじざくらスポーツクラブ代表理事
	帝京学園短期大学学長	一般社団法人山梨クイーンビーズバスケットボールクラブ代表理事
	山梨県PTA協議会会長	一般社団法人クリーンファイターズ山梨代表理事
	山梨県高等学校PTA連合会会長	富士山の銘水株式会社代表取締役社長
	山梨県私立中学高等学校PTA連合会会長	合同会社アヴェニールサイクリング代表
		株式会社山梨プロスポーツオフィス代表取締役
		株式会社山梨県民球団準備会社代表取締役社長
県(20名)	産業・経済(13名)	宿泊・衛生・観光(5名)
山梨県感染症対策統括官	山梨県商工会議所連合会会長 ○	公益社団法人やまなし観光推進機構理事長 ○
山梨県公営企業管理者	山梨県商工会連合会会長 ○	山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
山梨県警察本部長 ○	山梨県中小企業団体中央会会長 ○	一般社団法人山梨県食品衛生協会会長
山梨県富士山保全・観光エコシステム推進統括官	山梨県経営者協会会長 ○	公益社団法人山梨県栄養士会会長
山梨県地域ブランド・広聴広報統括官	山梨県経済同友会代表幹事 ○	一般社団法人山梨県調理師会会長
山梨県人口減少危機対策本部事務局長	一般社団法人山梨県銀行協会会長	
山梨県DX・情報政策推進統括官	山梨県信用金庫協会会長	
山梨県観光文化・スポーツ部長 ○	山梨県信用組合協会会長	
山梨県各部局長(12名)	山梨県農業協同組合中央会代表理事会長	
	山梨県森林組合連合会代表理事会長	
	山梨県漁業協同組合連合会代表理事会長	
	一般社団法人山梨県建設業協会会長	
	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長	
市町村(30名)	通信・運送(9名)	医療・福祉(6名)
山梨県市議会議長会会長 ○	一般社団法人山梨県バス協会会長 ○	一般社団法人山梨県医師会会長 ○
山梨県町村議会議長会会長 ○	一般社団法人山梨県タクシー協会会長	一般社団法人山梨県歯科医師会会長
山梨県市町村長(27名)	一般社団法人山梨県トラック協会会長	一般社団法人山梨県薬剤師会会長
山梨県市町村教育委員会連合会会長 ○	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長	公益社団法人山梨県看護協会会長
	東海旅客鉄道株式会社静岡支社長	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会会長 ○
	富士山麓電気鉄道株式会社代表取締役社長	日本赤十字社山梨県支部長
	中日本高速道路株式会社八王子支社長	
	東日本電信電話株式会社山梨支店長	
	株式会社ドコモCS山梨支店長	
国(5名)	文化・芸術(3名)	社会教育(9名)
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長	山梨県文化協会連合会会長	山梨県青少年団体連絡協議会会長
国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長	山梨県吹奏楽連盟理事長	山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会会長
甲府地方気象台長	山梨県合唱連盟理事長	青少年育成山梨県民会議会長
自衛隊山梨地方協力本部長		ボーイスカウト山梨連盟理事長
陸上自衛隊北富士駐屯地司令		一般社団法人ガールスカウト山梨県連盟長
		公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長 ○
警備・消防(5名)		山梨県連合婦人会会長 ○
一般財団法人山梨県消防協会会長		一般社団法人山梨県老人クラブ連合会会長
山梨県消防長会会長		特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会会長
公益財団法人山梨県防犯協会会長		
一般財団法人山梨県交通安全協会会長		
一般社団法人山梨県警備業協会会長		
監事(3名)		
山梨県会計管理者		
山梨県市長会常務理事		
山梨県町村会常務理事		

【常任委員】(計35名)

会長、副会長、○のある委員

構成員合計 279名